［２　略］

３　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る「報酬給与額⑮」から「付加価値額からの控除額㉙」までの各欄の金額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

４　「前事業年度又は前連結事業年度④」の月数が６月に満たない場合であって、当該月数が所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の５第３項第４号又は第68条の15の６第３項第３号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

⑴　「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」の欄　連結申告法人（法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあっては租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和３年政令第119号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和３年旧措置法施行令」という。）第27条の12の４の２第６項第２号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第５項第２号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、連結申告法人にあっては令和３年旧措置法施行令第39条の46の２第６項第２号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第５項第２号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、同欄の上段に外書として記載すること。

［⑵・⑶　略］

［５～８　略］

第六号様式別表九（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表９記載要領

［１～７　略］

８　当該事業年度が法第72条の23第１項又は第４項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の３第１項又は第２項の規定による読替え後の租税特別措置法第66条の11の４第１項の規定の適用を受ける事業年度である場合における「当期控除額④（当該事業年度の③と（②－当該事業年度前の④の合計額）のうち少ない金額）」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　「（②－当該事業年度前の④の合計額）」の金額が零に満たない場合には、当該金額を零として計算すること。

⑵　租税特別措置法第66条の11の４第１項第１号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに第６号様式別表９の２の⑫の欄の金額を含めて記載すること。

第六号様式別表九の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙八　挿入］

［２　同左］

３　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額からの控除額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

４　「前事業年度又は前連結事業年度④」の月数が６月に満たない場合であって、当該月数が租税特別措置法第42条の12の５第３項第４号又は第68条の15の６第３項第３号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

⑴　「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」の欄　連結申告法人（法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあっては租税特別措置法施行令第27条の12の４の２第６項第２号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第５項第２号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、連結申告法人にあっては租税特別措置法施行令第39条の46の２第６項第２号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第５項第２号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、同欄の上段に外書として記載すること。

［⑵・⑶　同左］

［５～８　同左］

第六号様式別表九（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表９記載要領

［１～７　同左］

［新設］

［新設］